

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
農業経営統計調査や作物統計調査の調査実施方法の一層の効率化	作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。【No. 102】
これまでの統計委員会の意見	<p>＜諮問第 145 号の答申 作物統計調査の変更について（令和 3 年 3 月 24 日）「今後の課題への対応状況」（一部抜粋）＞（別紙参照）</p> <p>2 過去の答申における今後の課題への対応状況について</p> <p>ア 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第 8 号）及び公的統計基本計画における今後の課題への対応状況について</p> <p>（略）</p> <p>当該課題について、農林水産省は、平成 28 年答申以降、全国調査を実施した作物から順に、現行の推計方法（主産県の増減率を用いた推計方法）と、追加的な検証方法（直近 2 回の全国調査における非主産県の増減率を用いた推計方法）との比較検証を行っているが、これまでの検証結果においては、現行の推計方法による支障等は生じていない。しかしながら、現時点で全国調査の実施年に至っていない作物もあることから、引き続き、当該作物についても、全国調査の実施後に比較検証を行う必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>＜令和 3 年度統計法施行状況報告（暫定版）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の収穫量と作付面積の増減割合の比較・検討を実施しているところである。これまで、全国調査を実施した品目については、主産県と非主産県の動向が著しく異なるものはなかったところ、引き続き、全国調査を行った品目については検証を行い、動向が著しく異なる場合は他の推計方法を検討するなどの精度向上を図る。 <p>＜その他の取組＞（資料 3-2 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営統計調査の営農類型別統計について、必要性の低下した調査項目の見直し、民間委託に加え、農業簿記ソフトのデータ等の取込による報告者負担軽減を検討している。 ○ 作物統計調査について、人工衛星データ等の先進技術や行政記録情報を活用し、調査事務の簡素化する手法を検討している。 ○ 統計部内に「統計データ分析支援チーム」を立ち上げ、政策部局におけるEBPMへの取組支援を開始している。 ○ 農林水産統計においてオンライン回答率が全体的に低いため、オンライン回答向上策の効果検証を検討している。

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第Ⅲ期基本計画に掲げられている作物統計調査に係る課題については、統計委員会においても特に問題は指摘されておらず、今後の諮問審議においても引き続きフォローアップが行われることを踏まえると、次期基本計画に引き続き掲載する必要性は乏しいのではないかと。 ○ 一方、農業経営統計調査や作物統計調査の調査実施方法の効率化を始めとした農林水産省の取組については、いずれも重要な取組として、次期基本計画に掲載することで、定期的に進捗状況をフォローアップしてはどうか。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省は、農業経営統計調査の営農類型別統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。【農林水産省：令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。【農林水産省：令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、省内外の統計データ等を収集・分析する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。【農林水産省：令和5年度から実施する。】 ○ 農林水産省は、農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、オンライン回答率向上に向けた取組を推進する。【農林水産省：令和5年度から実施する。】
<p>備考(留意点等)</p>	

＜諮問第 145 号の答申 作物統計調査の変更について（令和 3 年 3 月 24 日）における「今後の課題への対応状況」（一部抜粋）＞

2 過去の答申における今後の課題への対応状況について

ア 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第 8 号）及び公的統計基本計画における今後の課題への対応状況について

本調査については、平成29年産の調査から一部の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査の全国調査（注）の実施間隔が拡大された。これに伴い、主産県調査に基づく全国推定値の公表頻度が増加することで、主産県と非主産県の作付面積等の増減率に差が生じる可能性が考えられることを考慮し、諮問第93号の答申（以下「平成28年答申」という。）において、推定値の精度を一層高める観点から、主産県調査年における全国値の推定方法について検証・検討するよう指摘されている。また、公的統計基本計画においても、平成28年答申を踏まえ、全国調査を実施した作物から順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を行い、主産県と非主産県の動向が著しく異なる場合には、他の推計方法の検討など推定値の精度向上を図るよう指摘されている。

（注）本調査のうち一部の作物については、従前から、一定の周期で全国調査により全国値を調査し、その中間年においては主産県調査（作付面積が全国の作付総面積の80パーセントを占めるまでの上位都道府県等を対象とする調査）により主産県値を調査するとともに、当該主産県値に基づき全国値を推計している。

当該課題について、農林水産省は、平成 28 年答申以降、全国調査を実施した作物から順に、現行の推計方法（主産県の増減率を用いた推計方法）と、追加的な検証方法（直近 2 回の全国調査における非主産県の増減率を用いた推計方法）との比較検証を行っているが、これまでの検証結果においては、現行の推計方法による支障等は生じていない。しかしながら、現時点で全国調査の実施年に至っていない作物もあることから、引き続き、当該作物についても、全国調査の実施後に比較検証を行う必要がある。

イ 令和 2 年答申における今後の課題への対応状況について

本調査については、令和 2 年答申において、水稻の作柄概況調査について、十分な精度確保を前提とした上で、人工衛星データや小型無人機（ドローン）などの先進技術の活用による本調査の効率化等の可能性について、引き続き検討することが指摘されている。

これについては、前記 1（2）イのとおり、調査の目的や現状の技術精度を踏まえて適用可能な範囲を検討した上で、作柄概況調査の 7 月調査及び 8 月調査の早場地帯に係る作柄の良否について、現行の予測手法を拡大適用することとしており、適当である。